

仕 様 書

- 1 件名
文化センター電気式及びガス式空調設備フロン漏えい点検等業務委託
- 2 履行場所及び対象機器一覧
府中市立文化センター 電気式空調設備 6 館
(白糸台・住吉・是政・紅葉丘・押立・四谷。定期点検一覧のとおり)
四谷文化センターは令和 8 年 1 2 月に移転予定。受注者は業務の実施に当たり、移転後の設備内容について、竣工図書その他関係資料により確認の上実施すること。

府中市立文化センター ガス式空調設備 4 館
(西府・武蔵台・新町・片町。定期点検一覧のとおり)

対象は別紙 1「府中市立文化センター 第一種特定製品空調設備定期点検対象機器一覧」において、圧縮機定格出力が 7.5kW 以上として記載されている機器とする。

- 3 内容
「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成 2 7 年 4 月 1 日施行。以下、「フロン法」という。)」において管理者に課せられる「定期点検」を「十分な知見を有する者」により実施する。(フロン法における「簡易点検」は含まない。)
点検日は、各機器の前回点検実施日を起算とし、3 年を超えない範囲で実施すること。また、点検時期は可能な限り前回点検日から 3 年満了日に近接する日程とし、過度な前倒しとならないよう留意すること。

【前回点検実施日】

- ・令和 8 年度 10 月頃実施予定
(具体的な日程は、決定後に通知する。)

4 その他

- (1) 点検日時は、各文化センターの所長と連絡調整のうえ決定するものとし、事前に市の上承を得ること。作業終了後に点検結果報告書を作成し速やかに提出すること。
ただし、点検作業実施中に緊急の不良箇所を発見した場合は、当該文化センターの所長に直ちに報告すること。
- (2) 別紙「府中市立文化センター 第一種特定製品空調設備定期点検対象機器一覧」の内容が現況と異なる場合は、現況の状況を優先して点検するとともに報告書を作成し、地域コミュニティ課へ連絡すること。